

宗教法人開拓 と 生命保険提案

ご住職、宗教法人も生命保険に
入れることをご存じですか？

著者 米村保樹 (南迫典昭税理士事務所 宗教法人部部長)

監修 吉光 隆 (1級ファイナンシャル・プランニング技能士)

南迫典昭 (税理士／南迫典昭税理士事務所 所長)

宗教法人開拓と生命保険提案

ご住職、宗教法人も生命保険に入れることをご存じですか？

はじめに

第1章 宗教法人と寺院の基礎知識

宗教法人とは	4
単位宗教法人の構成（寺院における組織例）	7
宗教法人法改正による宗教法人運営への影響	11
データから見た宗教法人の実態	16
宗教法人マーケットの魅力と難しさ	19
仏教のおもな宗派と宗派ごとの特徴	21
寺院関係の呼称と住職の衣食住	24
住職のおもな仕事	27
寺院を取り巻く環境と問題点	30

第2章 宗教法人の税務と寺院の会計

宗教法人の事業と所得に対する課税	36
法人税等以外の税制上の優遇措置	42
源泉徴収義務者としての宗教法人	45
宗教法人における収支計算書	49
一般的な寺院の収支状況	53

第3章 宗教法人（寺院）へのアプローチと生命保険提案

高い敷居を越えるための直接・間接アプローチ法	58
見込み客開拓にはセミナー営業が効果的	62
宗教法人だからできるドア・オープナー話法	64
宗教法人に退職金準備をお勧めする理由	67
退職金のニード喚起と税制上のメリット	70
宗教法人における退職金支給の実務	75
そのほかの保険のニーズ	77
宗教法人に提案したい保険金額と保険種類	79
訪問に際しての心得	83

資料編 規程及び議事録等見本

1. 退職金（弔慰金）支給規程【一般 雛形】	86
2. 退職金議事録 規程作成用【雛形】	89
3. 退職金議事録 支給用【雛形】	90
4. 出張旅費規程【一般 雛形】	91
5. 出張旅費規程議事録【雛形】	94
6. 出張旅費精算書【雛形】	95



凡 例

- 本書の内容は、平成29年4月1日現在の法令（税制）に基づいています。
- 宗教並びに宗派、あるいは地域によって名称・組織・行事・儀式などは異なります。本書では仏教系宗教法人の一般的な例を紹介していますが、あくまで一例とお考えください。
- 本書で紹介した手法がすべての宗教並びに宗派にあてはまるとは限りません。
- 宗教法人における事業（宗教活動である本来の業務、公益事業、収益事業）の判定について、並びに税に関する個別の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。

宗教法人マーケットの 魅力と難しさ

マーケットのすそ野が広い

宗教法人とよく比較されるマーケットとして、医療法人があります。医療法人の数は、平成28年3月末現在で5万1,958（うち一人医師医療法人は4万3,237）となっています。

一方、宗教法人の数は、平成27年12月末現在で18万1,645法人ですから、単純計算で約3.5倍のマーケット規模ということになります（再掲：コンビニエンスストアの店舗数5万4,501と比較すると約3.3倍の規模）。

宗教法人18万1,645法人のうち、神社などの神道系は8万5,039法人、寺院などの仏教系は7万7,400法人、両者を合計すると16万2,439法人で、神道系と仏教系だけで宗教法人全体の約9割を占めています。

生保セールスパersonの皆さんも、特定の宗教に対して信仰心がある方はともかく、ほとんどの方はお宮参り、初詣、節分、合格祈願、お盆、例大祭、七五三、除夜の鐘、冠婚葬祭、法要、地鎮祭……など、物心ついて以来、生活の中に神社・寺院での行事や儀式を経験されてきているわけですから、神社や寺院に対して慣れ親しんできたことでしょう。

また、医療法人やコンビニは都市部に偏りがちですが、神社・寺院は地域性の偏りはないといっよく、地方にも相当数あります（ただし、少子高齢化が進む地方では神社・寺院の不活動法人が増えつつあります。詳細は後述）。

競合相手が少ない

ドクターマーケットを得意としている（これからターゲットとしたい人も含め）生保セールスパersonは非常に多いことから、このマーケットは競争が激しいことは事実です。1つの医療法人に何社もの生保セールスパersonが入りしているケースも中にはあります。

一方、神社・寺院をはじめとする宗教法人はあちこちにある割には、宗教法人を専門に営業活動している生保セールスパersonはほとんど見かけません。つまり、このマーケットは競合する相手が極端に少ないというのが実状です。その理由は、アプローチが難しい、入り口で跳ね返されてしまう——いわゆる「敷居が高い」ことが新規参入を阻んでいるといえるでしょう。

ということは、宗教法人に慣れ、契約獲得の実績を積むことができれば、ほとんど無風状態でマーケットを独占的に手に入れることができますといえます。ドクターマーケットが“レッドオーシャン”であるのに対し、宗教法人マーケットは“ブルーオーシャン”なのです。

話題3 「ご住職の遊休地、固定資産税が外せるかもしれません」

宗教法人が所有し、専らその本来の目的に使用している不動産は非課税です（地方税法第348条2項3号）。この場合、「宗教法人に係る固定資産税非課税規定の適用申請書」（申告書の場合もあります）を市区町村長に申請する必要があります。

じつは、宗教法人の所有に属さない不動産でも、所定の要件を満たせば固定資産税を払わなくてもよくなる場合があるのです。

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

- 一 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産

（中略）

- 三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。）

それは、「公用又は公共の用に供する固定資産」（地方税法第348条2項1号）は非課税と規定されていることによります。個人所有の不動産でも、宗教法人に無償貸与し、宗教法人がその不動産を「専らその本来の目的に使用している」ことが証明されれば、不動産の所有者に固定資産税は課税されません。

例えば、ご厚意により無償で参拝者用駐車場の土地を檀家より借りているような場合に、土地所有者である檀家に固定資産税がかかっているケースをよく耳にします。このような場合、市区町村長に「固定資産税非課税（減免）申請書」（名称や様式は市区町村によって異なります）を提出することにより、固定資産税を納めなくてもよくなる場合があります。

市区町村の課税課は、土地等がなにに使用されているかを必ずしも毎年確認しているわけではありません。ですので、宗教法人が使用していることを把握していないと、檀家が使用していると思われ、固定資産税は課税されます。

そこで、檀家が宗教法人（寺院）に無償で土地を貸与したことを証明する書面（貸借契約書など。市区町村によって異なります）を作成して、前述の申請書と共に提出する必要があります（寺院規則・土地の登記簿・法人の登記簿等の必要書類は自治体により異なりますので確認が必要です）。

なお、これらは住職や寺族などが所有する土地についても同様のことが可能です。また、この方法は宗教法人本来の業務に供する場合に限らず、幼稚園などの公益事業に供する場合でも同様です。

固定資産税はその年の1月1日現在の不動産の用途によって課税が判断されますので、そのタイミングを考慮したうえで申請を行うことが大切です。

筆者には毎年数件の依頼があり、ほとんどは非課税（減免）になっております。

法人で勇退退職金を準備することのメリット

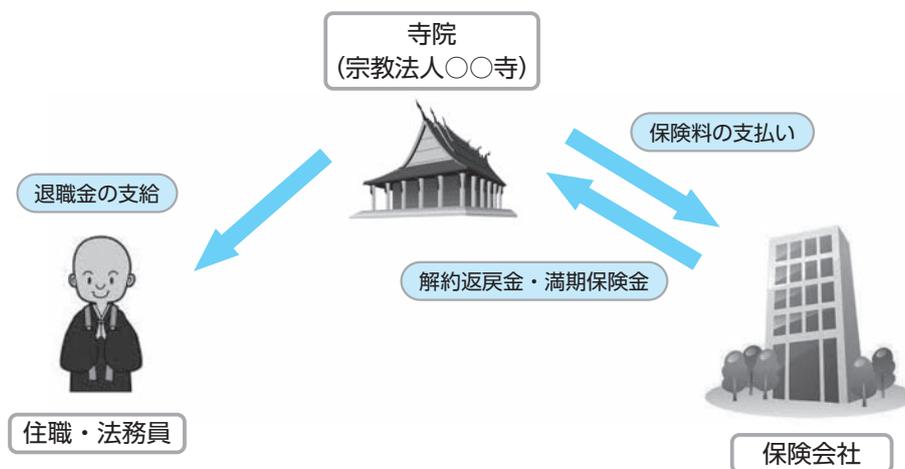
例えば国民年金しか加入していない住職（代表役員）が、老後の生活が心配だからといきなり給与の額を引き上げたとしましょう。「そんな簡単に変えてしまっていいの？」と思う方もいるかもしれませんが、まったく問題ありません。前述のように宗教法人の給与の支給に関しては、定期同額給与の要件を満たす必要はありません。

横道に逸れてしまいましたが、宗教法人から住職個人に支払われた給与には所得税が課税されます。問題は、所得税は超過累進課税ですから、給与の額が上がれば上がるほど税負担は重くなる点です。税金を払い、毎月の生活費を差し引いた残りから老後のために貯蓄をするのでは、効率が悪いうえに、あまり高額は期待できません。

ということは、税金がかかる前のお金を何らかの形で積み立てておくほうが効率的なわけです。それが勇退退職金です。預金で積み立てることもできますが、お金には色が付いていません。預金ならなにかあれば取り崩してしまうかもしれません。計画的に積み立てるなら、預金よりも生命保険のほうが長じています。しかし、「なにかあったら心配だから、とりあえず使わないお金は預金しておく」というのが住職の思考回路です。そのような住職には、生命保険には契約者貸付があることお知らせしましょう。

話法例：「宗教法人から受け取る最後のまとまった現金が退職金です」

「お金には色が付いていないので計画的に貯めるのは難しいですが、保険ならそれができます」



退職所得の税制上のメリット

生保セールスパーソンの皆さんならご存じでしょうが、勇退退職金（生存退職金）には税制上3つのメリットがあります。

- ①退職所得控除
- ②1/2課税
- ③分離課税

退職所得控除は、勤続年数に応じて控除できる金額が決まっており、勤続20年までは1年につき40万円（最低80万円）、勤続20年超の場合は1年につき70万円が退職金から控除できます。

宗教法人に提案したい 保険金額と保険種類

宗教法人の税制上の特性

生命保険の法人営業では、生保セールスパーソンが経営者に、「保険料を損金で落とせます」と訴求している姿をよく見かけますが、宗教法人の場合はまったく通用しません。前述したとおり、宗教法人には課税上の損金も益金もないため、税負担軽減を考える必要はなく、資産性のある保険（終身保険や養老保険など）に加入することができるからです。

宗教法人契約に資産性のある保険をお勧めできるということは、住職個人の保障を考える場合、個人契約は低廉な保険料で保障が確保できる定期保険または収入保障保険と、あとは医療保険またはがん保険に加入するというように、法人と個人で保険を使い分けることもできます。

ところで、「宗教法人には課税上の損金も益金もない」と述べましたが、宗教法人が収益事業を行っている場合には、収益事業による所得金額に対しては法人税等が課税されるため、損金算入が認められています。そのため、収益事業を行っている宗教法人には損金性の生命保険を提案することは、一般法人と同じで可能です。ただし、損金算入を目的に保険料の全額を収益事業の会計から払うようなことは目論まないでください。前述したように、合理的な根拠に基づいて収益事業と収益事業以外の事業に保険料を按分すべきです。なにに基準を置くのか寺院ごとに決められていると思いますが、例えば収入の比率、事業ごとの住職が従事する時間の割合など、税務署に説明できる根拠を設けて、それに準じて保険料をそれぞれの会計から払うべきでしょう。

退職金額の目安

●退職金はいくら支給してもかまわない

一般法人でも宗教法人でも退職金はいくら払ってもかまいません。ただ、一般法人の場合、損金に算入できるかどうかを考慮しながら決定しますが、これまで説明してきたように、宗教法人にはその考え方は必要ありません。つまり、退職金額は住職が希望する金額で、支給可能な金額ならいくらでもかまわないことです。したがって、大切になってくるのは住職がいくら希望するか、そしてどのくらい法人から資金を捻出できるかという部分です。

しかし、「退職金はいくらもらってもいいですよ」とお伝えしても、大抵の住職は戸惑います。また、提案する生保セールスパーソンの皆さんも退職金額の提案で困った経験がある方もいるのではないのでしょうか。ここで住職が戸惑う理由とは、檀家や周囲の反応を無意識に気にしていることのように思います。したがって、私たちが「合理的な根拠」を提示してさしあげることが重要です。

では、「合理的な根拠」とは何か。実際にはありませんが、ここでは筆者が実際に提案している内容を解説したいと思います。

